

令和7年12月10日  
国土交通省  
不動産・建設経済局建設業課

「建設業法施行規則及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則の  
一部を改正する省令案」  
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和7年11月5日から12月5日まで、「建設業法施行規則及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見の募集を行いましたところ、計6件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を、以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

| 主なご意見（概要）  | 国土交通省の考え方  |
|--|--|
| <p>○改正後の規則第 13 条の 12 の第 2 項において、安全衛生経費は建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第 10 条に規定する経費とされているところ、この経費は同条のうち「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費（建設工事従事者に係る労働者災害補償保険の保険料を含む。）」の部分の指しているということか。同条のうち「国及び都道府県は」ということを指しているのではなく、いわゆる民民の建設工事請負契約を含む全ての契約において建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費（建設工事従事者に係る労働者災害補償保険の保険料を含む。）の適切かつ明確な積算が必要であるということか。</p> | <p>○改正案の規則第 13 条の 12 第 1 項第 2 号の「安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）」との規定は、公共工事のみならず、民間の工事を含む全ての建設工事に係る安全及び健康の確保を図るための規定です。</p> <p>○「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費」とは、ご認識のとおり「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費（建設工事従事者に係る労働者災害補償保険の保険料を含む。）」の部分の指すものです。</p> |
| <p>○改正後の建設業法第 20 条第 1 項及び建設業法施行規則第 13 条の 12 の項目全てが記載されたものを「材料費等記載見積書」というとの認識で差し支えないか。</p>  | <p>○ご認識のとおりです。</p>   |
| <p>○改正後の法第 20 条第 1 項は「努めなければならない」と規定しているが、同項に規定されている記載事項は必ずしも記載しなくてもよいということか。また、発注者が受注者（元請負人）に対して、下請負人との契約書の事項の記載の強制はできるか。</p>   | <p>○改正後の建設業法第 20 条第 1 項に定める記載事項を記載した材料費等記載見積書の作成は原則としては任意ですが、改正後の同条第 4 項により、建設業者は建設工事の注文者から請求があったときは、建設工事の請負契約が成立するまでに材料費等記載見積書を交付しなければならないことにご留意ください。</p>   |
| <p>○下請負人も含めて建設業退職金共済に加入していない場合であっても 3) の記載は必要となるか。（「0 円」との記載が必要となるか。）</p>  | <p>○受注者又は受注者の再下請負先が建退共加入事業者であって、上位の請負者が証紙又は退職金ポイントを一括購入しておらず、受注者が自ら掛金を支払う必要がある場合、再下請先分を含め、建退共に加入している労働者の労働日数分を計上いただくことを想定しております。</p>   |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>なお、書き漏れ等との混同を防ぐ観点では、「不要」や「0円」等と記載することが望ましいと考えております。</p>   |
| <p>○建設業退職金共済の掛金だけを記載させる理由は何か。<br/>他の退職金制度に加入している場合の経費も記載させた方がよいのではないか。<br/>建設業退職金共済の掛金を記載することによって他の退職金制度に加入している場合などと比べて契約額（入札の場合、入札額）が高くなるということはないか。</p>    | <p>○建退共掛金については、従前から建設業法第19条の3に基づく「通常必要と認められる原価」として確保が求められてきた経費であること、各工事ごとの必要額が受発注者双方にとって明確であること等を考慮し、今回の改正法の施行時点において、まずもって労務費からのしわ寄せを防ぐ経費として整理し、法定の内訳明示項目として、通常必要と認められる額を著しく下回る額での見積りの禁止等の対象としているところです。</p> <p>○他の退職金制度に加入している場合などと比べて契約額が高くなることは必ずしも否定できませんが、上記の改正法の趣旨も踏まえ、建設技能者の処遇改善のため必要な規定であると考えます。</p>  |
| <p>○本改正案には基本的に賛成だが、「適正な施工を確保するために不可欠な経費」を内訳書に書かせるだけでは不十分だと考える。<br/>見積段階の“書面上の数字”だけでなく、実際に下請・現場技能者に支払われた金額がどうなっているかを把握し、税・社会保険関係のデータと突合する仕組みを導入すべきだと考える。</p> | <p>○本規則（第13条の12）については、建設業者が建設工事の請負契約の締結に当たって必要な経費を確保できるよう、材料費、労務費に加えて「労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」を新たに規定するものとなります。</p> <p>○ご指摘のとおり、見積書で計上されたこれらの費用が適切に下請・現場技能者まで行き渡るための実効性確保の取組が今後必要となると認識しております。</p> <p>○この点、労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項（総称して「コミットメント制度」という。）を標準請負契約約款に導入するとともに、サプライチェーン全体の個々の取引における活用を推奨しているところですが、上記の「不可欠な経費」についても、適切に「材料費等記載見積書」において内訳明示し見積もった上で、適正金額を下請先に支払うことが重要であり、別途公開している『「労務費に関する基準」の運用方針』でもお示ししておりますので、適宜ご参照ください。</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>○従来の「見積書」は、今般改正によっても建設業法第40条の3（施行規則第26条第5項）の保存図書に該当しない、という理解でよいか。</p>  | <p>○本改正の施行日以前に交付された見積書については保存義務は課されません。</p> |
| <p>○従来の「見積書」の作成にとどまり、法定の保存図書ではないとして保存をしていなかったとき、その保存義務違反がないことについて、どのように証明を行うことを想定しているか。</p>   | <p>○本改正の施行日以前に交付された見積書については保存義務は課されません。</p> |
| <p>○今回の省令案が目指す方向性をより確実に実現するために、次の観点が重要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場実態に応じた建設需要（発注総額）の安定確保</li> <li>・インフレ動向に応じた公共事業予算の弾力的な運用</li> <li>・中小および地方建設業者の負担に配慮した電子化支援や標準化</li> </ul> | <p>○ご意見は今後の制度検討において参考にさせていただきます。</p>        |
| <p>○「入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則」において、CIM/BIM、ドローン、AIなどのデジタル技術を導入しない、又は活用が不十分な企業に対し、公共工事の入札参加資格の制限または成績評定上の重い減点を明確に設定すべきである。</p>  | <p>○ご意見は今後の制度検討において参考にさせていただきます。</p>        |
| <p>○「労務費に関する基準の運用方針」など関連規定において、法定経費の確保に加え、「地域の安全なインフラ維持への貢献度」「持続可能な国土形成への貢献」といった要素を、金銭以外の特別な優遇措置や社会的地位向上と結びつける評価基準を新設すべきである。</p>  | <p>○ご意見は今後の制度検討において参考にさせていただきます。</p>        |
| <p>○「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」において、橋梁やトンネルなどの老朽化点検データや維持管理結果の「改ざん」「提出拒否」「意図的な隠蔽」を、契約上の不正行為を上回る最も重い構造的犯罪として定義し、厳罰の対象とすべきである。</p>  | <p>○ご意見は今後の制度検討において参考にさせていただきます。</p>        |

※ とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。